

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



目次

告示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件
  - 県営土地改良事業計画を定めた件
  - 県営土地改良事業計画を変更した件二件
  - 保安林の指定をする予定である旨通知があつた件二件
  - 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件
  - 職員表彰を実施した件
  - 落札者を決定した件
  - 土地改良区の役員が就任した旨届出があつた件

## 告示

五八六 五八六 五八六 五八六 五八六 五八六 五八六 五八六

三  
四  
五  
変更した年月日  
令和七年十二月一日  
届出年月日  
令和七年十二月一日  
届出をした者  
株式会社ヨークベニ

代表者の氏名	代表取締役社長	柳沼 忠吉
住所	福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番	（変更前）
名称	株式会社ヨークベニマル	（変更後）
代表者の氏名	代表取締役	大高 耕一路
住所	福島県郡山市谷島町五番四十二号	（変更後）
名称	株式会社ヨークベニマル	（変更前）
代表者の氏名	代表取締役	大高 耕一路
住所	福島県郡山市谷島町五番四十二号	（変更後）
名称	株式会社ダイユーエイト	（変更前）
代表者の氏名	代表取締役社長	柳沼 忠吉
住所	福島県福島市太平寺字堰ノ上五十八番	（変更前）

株式会社ヨークベニマル  
株式会社ダイユーワイト

(商業まちづくり課)

福島県告示第八百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十二月十六日から令和八年四月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

福島県知事 内堀 雅雄

福島県告示第八百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和七年十二月十六日から令和八年四月十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、

福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
令和7年十二月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ヨークタウン原町西 福島県南相馬市原町区南町四丁目七番地一ほか
二 変更しようとする事項
1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前)三千三百六十五平方メートル (変更後)七千三百四十一平方メートル
2 駐車場の収容台数 (変更前)百五十七台 (変更後)四百六十一台
3 駐輪場の位置及び収容台数 (変更前)(一)位置別紙図面のとおり (変更後)(一)位置別紙図面のとおり 収容台数百七台
4 荷さばき施設の位置及び面積 (変更前)(一)位置別紙図面のとおり (変更後)(一)位置別紙図面のとおり 面積五百十四平方メートル
5 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (変更前)(一)位置別紙図面のとおり (変更後)(一)位置別紙図面のとおり 容量十・五立方メートル
6 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前)開店時刻午前九時 (変更後)開店時刻午後十一時 (変更後)閉店時刻午前六時三十分 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前)午前八時三十分から午後十一時三十分まで (変更後)午前六時から午後十一時三十分まで 駐車場の自動車の出入りの数及び位置 (変更前)位置別紙図面のとおり (変更後)位置別紙図面のとおり

(変更後)(一)位置別紙図面のとおり  
(二)数三箇所

変更しようとする年月日  
令和八年八月三日

届出年月日  
令和七年十二月二一日

届出をした者  
株式会社ダイユーエイト

(別紙図面)は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。  
(商業まちづくり課)

福島県知事 内堀 雅雄

### 福島県告示第八百十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十七条第一項の規定により、小高北部地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を定めた。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十二月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

### 福島県告示第八百十六号

縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間  
令和七年十二月十七日から  
令和八年一月五日まで (二十日間)

三 縦覧の場所  
南相馬市役所

#### その他

この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができます。  
また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

### 福島県告示第八百十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十八条第一項の規定により、柄窪地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十二月十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し**
- 二 縦覧の期間  
令和七年十二月十七日から (二十日間)**
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所**
- 四 その他**
- この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
- また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

- 福島県告示第八百十八号**
- 土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第八十八条第一項の規定により、小山田地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行うため土地改良事業計画を変更した。この関係書類を次のとおり縦覧に供する。**
- 令和七年十二月十六日
- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し**
- 二 縦覧の期間  
令和七年十二月十七日から (二十日間)**
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所**
- 四 その他**
- この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧の期間満了日の翌日から起算して十五日以内に福島県知事に審査請求をすることができる。
- また、この土地改良事業計画については、この審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、福島県を被告として、当該土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。

(農村計画課)

**福島県告示第八百十九号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保

- 一 保安林予定森林の所在場所  
白河市(国有林。次の図に示す部分に限る。)**
- 二 指定の目的  
水源の涵養**
- 三 指定施業要件**
- 1 立木の伐採の方法**
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をることができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 一 保安林予定森林の所在場所  
喜多方市(国有林。次の図に示す部分に限る。)**
- 二 指定の目的  
雪崩の危険の防止**
- 三 指定施業要件**
- 1 立木の伐採の方法**
- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をができる立木は、喜多方市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び喜多方市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県知事 内堀雅雄**
- 令和七年十二月十六日
- 福島県告示第八百二十号**
- 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。**
- 一 保安林予定森林の所在場所  
白河市(国有林。次の図に示す部分に限る。)**
- 二 指定の目的  
水源の涵養**
- 三 指定施業要件**
- 1 立木の伐採の方法**
- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をができる立木は、白河市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び白河市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- (森林保全課)
- 福島県知事 内堀雅雄**
- 令和七年十二月十六日

**福島県告示第八百二十一号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年十二月十六日

**一 土砂災害警戒区域**

区域名	区域	外模	葛蒲沢2	区域名
同 同 郡同 郡同 町字曲ノ内 町字王子平	石川郡石川町字猫啼	同 同 郡同 郡同 町字外國見	石川郡石川町字猫啼	区域
地滑り	土石流	原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
次の図のとおり				

**二 土砂災害特別警戒区域**

区域名	区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
葛蒲沢2	石川郡石川町字猫啼	土石流	次の図のとおり
土石流	次の図のとおり	区域の範囲及び建築物に作用すると想定される衝撃	自然現象により区域の範囲及び建築物に作用すると想定される衝撃

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（砂防課）

**公告第二百三十一号**

令和七年十二月四日に次のとおり職員表彰を実施したので、福島県職員表彰規程（昭和三十五年福島県訓令第五十三号）第八条の規定により公告する。

**公 告**

令和七年十二月十六日

福島県知事 内堀雅雄

一 表彰を受けた者  
県中保健福祉事務所

二 令和五年四月に本県で発生した「斑状菌」において、関係機関と緊密に連携し迅速な調査と原因究明を主体的に行つたことで、本被害の拡大防止及び症例の普及に貢献したものである。（人事課）

## 公告第232号

WT.Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県北保健福祉事務所ほか15施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和7年12月16日

福島県知事 内堀 雅雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

福島県県北保健福祉事務所ほか15施設で使用する電気 予定数量 3,123,900 kWh

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課 福島県福島市杉妻町2番16号

3 落札者を決定した日

令和7年10月8日

4 落札者の氏名及び住所

伊藤忠エネクス株式会社 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

5 落札金額

98,088,817円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和7年8月22日

(保健福祉総務課)

## 公告第二百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十八項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。

令和7年12月16日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称  
安積疏水土地改良区

就任した役員

役別 氏名 住所  
理事 権根 健雄 郡山市日和田町字寺池九〇番地

正誤

(農村計画課)

五 四 三 上 九 前 か ら	○令和7年11月21日付け定例第六百二十八号中 指定施業要件	ページ 段 行 正
	指定施行要件	誤